

津島市汚水適正処理構想(案)

概要書

令和3年度

津島市上下水道部工務課

1. 汚水適正処理構想とは

公共下水道やコミュニティ・プラント、合併処理浄化槽など家庭や事業所から発生する汚水を処理する施設を「汚水処理施設」と呼んでいます。「汚水適正処理構想」とは、市内全ての地域でこれらの汚水処理施設を、効率的な整備手法を基に、整備スケジュールなどを定めるもので、愛知県の示す方針に基づき県内市町村が一斉に策定し、愛知県が策定する「全県域汚水適正処理構想」（以下、「構想」）に反映されるものです。

本市では、平成 15 年度に計画的かつ効率的な汚水処理のあるべき姿を示すことを目的として策定され、平成 22 年度・平成 27 年度に見直しを行い現在の構想（下水道整備面積 1,339.2ha）となっています。

2. 構想見直しの理由及び方針

今回の構想の見直しは、人口減少が加速している現状、地域社会構造の変化、社会経済情勢が依然として厳しいことに加え、下水道事業を取り巻く状況は、近年ますます厳しさを増している状況です。現在の状況では、下水道による整備に期間を要することが予想されることから、汚水処理の早期概成を目指し、下水道整備区域の見直しを行いました。

見直しの基本方針は、従前の構想見直しと同様に、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(H26年1月 国土交通省、農林水産省、環境省)」に示されている考え方に沿って、集合処理※区域を公共下水道、個別処理※区域を合併処理浄化槽による整備とする方針です。

さらに、今回の構想見直しでは、持続可能な事業運営・早期概成を目的とした下水道整備区域の検討を行います。

※集合処理：複数戸の汚水を管きよで集めて処理するもの(公共下水道など)

※個別処理：合併処理浄化槽による各戸単位で汚水を処理するもの

3. 津島市の汚水処理の現状と課題

本市では平成 27 年度に行った前回構想の見直し後から、鋭意下水道整備を進めております。しかし、近年では、単独公共下水道施設の改築・更新についても投資の需要が高まってきている状況にあります。

このような状況では下水道による整備概成に時間を要してしまうため、合併処理浄化槽による公共用水域の水質保全を行うことで、市内の汚水処理人口普及率※の増加を推進していくことになります。

※汚水処理人口普及率：汚水処理施設の普及状況を示す指標で、各汚水処理施設の整備人口（汚水処理人口）の総和を行政区内人口で除した値で表します。

4. 構想見直しのポイント

今回の構想の見直しを以下に示します。

1) 見直しの考え方

既に管渠施設が布設されているコミュニティ・プラント区域、集中浄化槽を有する団地地区については、集合処理として位置づけています。また、市の総合計画や都市計画マスタープランに位置付けられた青塚駅周辺地区である北の玄関口、菟原町地内の名古屋津島線バイパス沿道地区である東の玄関口などについては、下水道により整備する方針とします。

2)中間計画(目標年次:令和8年度末)

今後6年間(本年度～令和8年度)の整備計画では、現状相当の整備量で下水道整備区域を整備していく予定であります。これに並行して合併処理浄化槽の設置の促進や、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への切り替えなどを促進していきます。

5.構想見直しの結果

前回構想で策定した下水道整備区域1,339.2haに対し、今回の見直しにより下水道整備区域は728.5haへと変更しました。前回構想と今回の見直しの差となる610.7haは、集合処理区域から個別処理区域へ変更することとします。

6.今後の汚水処理施設整備の見込み

本市では、集合処理として公共下水道整備を令和2年度末までに468haの整備が完了しています。

今後は、下水道の整備と並行して、合併処理浄化槽の普及促進に努め、汚水処理施設整備の早期概成を図ります。